

議案第 5 号 相談役の選任について

本会定款第 34 条第 2 項の規定に基づき、相談役の選任について総会の決議を求めます。

(氏 名)

高橋 修一

(委 嘱 理 由)

長年に亘り、理事・副会長・会長を務め、トップリーダーとして様々な改革を進め、本会の発展に貢献された功績は大である。今後も公益法人としての本会の運営全般について必要な助言をお願いしたいため。

(委嘱期間)

2017 年 6 月総会から 2019 年 6 月総会まで。

(委 嘱 根 拠)

定款第 34 条 この法人に、次の任意機関を置くことができる。

- (1) 顧問 3 人以内
 - (2) 相談役 2 人以内
- 2 顧問は学識経験者（正会員を除く。）の中から、相談役はこの法人の理事又は監事となつたことがある者の中から、総会の決議によって任期を定めて選任する。
 - 3 顧問は、会長の求めに応じて専門的な事項に関して助言を行う。
 - 4 相談役は、会長の求めに応じて、この法人の運営に関して助言を行う。
 - 5 顧問及び相談役は無報酬とする。